

伊勢崎市愛のはぐるま会 感染対策委員会設置要綱

(委員会の目的)

第1条 感染対策委員会は、利用者様の健康・衛生面において健全で安心な生活を営んでいただくために、適切かつ安全で質の高い支援が実施され、利用者様の健康が損なわれることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、健康管理に努めることを目的とする

(委員会の組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する

- (2) 委員長は理事長が指名する者とする
- (3) 委員の選任については、各事業所の管理者やサービス管理責任者、その他必要とされる者の中から選出した者とする
- (4) 副委員長は委員の中から委員長が指名し、委員長を補佐する
- (5) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない
- (6) 委員に変更が生じた場合は、委員長が指名する

(委員会の開催)

第3条 委員会は、おおむね3か月に1回以上開催する

- (2) 委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する
- (3) 委員長が必要と認めた時は、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴取することができる
- (4) 委員会は書記を指名し、議事録を整備する

(委員会の実施)

第4条 委員会は次に掲げる事項に関して審議及び実施をする

- (2) 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の整備を行い、職員に周知する
- (3) 各事業所内における感染症の予防体制の確立に関すること
- (4) 感染予防に関する情報収集に努め、職員に周知をする
- (5) 事業所内で報告のあった感染事例の対応策に関すること
- (6) 感染予防のためのマニュアル類の整備に努め、適切な取り組みを行う
- (7) 職員を対象とした感染予防研修及び訓練を実施する
(※研修、訓練いずれも年2回以上)
- (8) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、要綱等の見直しを行うこととする
- (9) 委員会で検討した内容の結果について職員に周知徹底する

(委員会の役割)

第5条 法人内、各事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種の職員がその専門性に基づいて適切な役割を果たすことが出来るように情報提供を行い、連携を図る

(2) 各種マニュアル等の作成

※各感染症の予防及び各感染症対応マニュアル、食中毒予防マニュアル等

(3) 各事業所内の感染予防のために必要な事項に関して、専門職として適切な助言を行う

(守秘義務)

第6条 会議(職務)において知り得た秘密を保持すべき事項は、第三者に発表もしくは漏洩してはならない

(2) 委員は就業期間はもとより、退職後も全項の要綱を遵守しなければならない

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項や感染対策上必要な対応については、委員長が委員に諮り協議し定めるものとする

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する